

P.1

拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願2009-130562
起案日 平成25年 5月24日
特許庁審査官 古屋野 浩志 9419 2N00
特許出願人代理人 仁科 勝史 様
適用条文 第29条第2項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理 由

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

- ・請求項1-2
- ・引用文献等 1-2
- ・備考

引用文献1に記載された発明において、2つのフォイル（ローターに相当）により投球を行っているところ、引用文献2に記載された発明の3つの駆動ローラを用い投球を行うという構成を採用することは、当業者が容易になし得ることである。

引 用 文 献 等 一 覧

1. 実願昭55-87497号（実開昭57-13076号）のマイクロフィルム
2. 特開昭62-11472号公報

この拒絶理由通知書に不明の点がある場合、または、この案件について面接を

P.2

希望する場合は、特許審査第一部アミューズメント、古屋野 浩志、Tel:03-3581-1101内線3275、Fax:03-3501-0604までご連絡下さい。

先行技術文献調査結果の記録

- ・調査した分野 I P C
A 6 3 B 6 9 / 4 0

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

部長／代理	審査長／代理	審査官	審査官補
	東 治企	古屋野 浩志	
	9 7 0 8	9 4 1 9	
